

板橋区車椅子貸与要綱

平成4年8月19日 区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者、身体障がい者及びその他区民が、けが及び病気により日常生活に支障をきたし、一時的に車椅子を必要とするとき車椅子を貸与し区民の利便を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 車椅子を利用できる者は、区内に住所を有するものとする。ただし、区内に家族等が居住し、連絡可能な場合はこの限りではない。

(貸与の期間)

第3条 貸与の期間は貸与を開始した日から2週間以内とする。ただし、区長が特に必要と認めた場合は貸与の期間を延長することができる。その場合においての貸与期間は、2週間以内の貸与期間を1回として3回までの更新を限度とする。

(使用料)

第4条 使用料は無料とする。

(貸与の手続き)

第5条 車椅子の貸与を受けようとする者及び貸与の延長を受けようとする者は、居住地を所管する福祉事務所、地域センター及び健康福祉センター（板橋健康福祉センターを除く。）をとおして区長に申請書(別記第1号様式)を提出し、承諾を受けなければならない。

(貸与の決定)

第6条 区長は前条の規定により申請を受けたときは申請事項を調査の上、貸与の可否を決定する。

2 前項の規定により貸与を決定したときは、区長は、利用承認書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

3 区長は、第1項の規定により貸与を決定したときは、車椅子管理台帳(別記第3号様式)によって記録しておかなければならない。

(遵守事項)

第7条 貸与を承認された者(以下「被貸与者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 貸与された車椅子(以下「車椅子」という。)は、十分な管理のもとで使用すること。

(2) 車椅子を全部若しくは一分毀損し又は紛失した場合は、すみやかに貸し出しを受けた所に報告し指示を受けること。

(3) 車椅子を必要としなくなったときは、すみやかに返還すること。

(4) 承認期間が満了したときは、すみやかに返還し、又は延長の手続きをとること。

(事故等による責任)

第8条 被貸与者が車椅子を使用中、事故等により損害を受けた場合は、区は一切の責任を負わないものとする。

(車椅子の管理)

第9条 区長は、車椅子の保守・点検を、年1回定期的に行うもののほか、常時適正に車椅子が貸し出しできるようにその管理に努めなければならない。

(その他)

第10条 車椅子の運搬は、被貸与者が行うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は事業を所管する部長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成4年9月1日から実施する。

2 施行前に貸し出したものに関してはこの要綱に基づき貸し出したものと見なす。

付 則

1 この改正は、平成7年9月1日から実施する。

付 則

1 この一部改正は、平成11年6月1日から実施する。

2 健康福祉センターでの貸し出しについては、平成11年4月1日から適用する。

付 則

1 この一部改正は、平成17年6月6日から実施し、同年4月1日から適用する。

付 則

1 この一部改正は、平成18年11月1日から実施する。

付 則

1 この一部改正は、平成20年3月1日から実施する。

付 則

1 この一部改正は、令和8年4月1日から実施する。